

近江八幡市勤労者福祉センター改修設計業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 主旨

近江八幡市勤労者福祉センター改修設計業務（以下「業務」という。）を委託するに当たり公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される業務者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

（1）業務名称

近江八幡市勤労者福祉センター改修設計業務

（2）業務の内容

別に定める「建築設計業務委託特記仕様書」のとおり。

（3）履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

（4）提案上限額

19,993 千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

3. 担当課

近江八幡市 産業経済部 商工振興課（安土町総合支所内）

〒521-1343

滋賀県近江八幡市安土町小中 1-8

T E L : 0748-36-5517（直通）

F A X : 0748-46-5320

E-mail : 011008@city.omihachiman.lg.jp

4. 参加資格

（1）要件

本プロポーザルに参加しようとする事業者は、次に掲げる全てを満たしているものとする。

ア 近江八幡市（以下「発注者」という。）の「令和 7 年度 近江八幡市入札参加有資格者名簿」に登録されている事業者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。

エ プロポーザルに参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

オ 自社又は自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条第 6 号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。

カ 参加表明書提出日から契約締結までの間、近江八幡市建設工事等一般競争入札参加停止及び指名停止基準（平成 29 年告示第 243 号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

キ 参加事業者については、次に掲げる要件のいずれにも該当するものを（共同企業体による受注の場合も含む。）履行し、完了した実績を有するものであること。なお、参加事業者の実績については、協力事業者の実績を含むことができる。

①延床面積が 1,000 ㎡以上の公共施設の新築または増改築の設計について平成 27 年 4 月 1 日以降に完了した実績を有すること。

②延床面積が 300 m²以上の公共施設および民間のリノベーションオフィス設計について、平成 27 年 4 月 1 日以降に完了した実績を有すること。（リノベーションオフィス設計とは新築を除く既設オフィスなどを改修して働きやすくして便利な空間にすることをいう。）

ク 業務の履行に当たり、管理技術者は自らの組織の中、担当技術者は自らの組織の中若しくは協力事業者の中から選任し配置することができること。

（２）協力事業者の選定

参加事業者は、業務を円滑かつ確実に執行するため、協力事業者を選定することができる。この場合において、（１）の規定は協力事業者の資格要件について準用する。

なお、参加者は、他の参加者の協力事業者になることはできない。

５．実施スケジュール

実施内容	実施期間
公告	令和 7 年 4 月 1 日（火）
質問受付期間	令和 7 年 4 月 1 日（火）～ 令和 7 年 4 月 7 日（月）
質問回答期限	令和 7 年 4 月 9 日（水）
参加表明書提出期間	令和 7 年 4 月 1 日（火）～ 令和 7 年 4 月 11 日（金）
参加資格審査結果通知	令和 7 年 4 月 16 日（水）
企画提案書等提出期限	令和 7 年 5 月 9 日（金）
プレゼンテーション・ヒアリング審査	令和 7 年 5 月 21 日（水） 予定
結果通知	令和 7 年 5 月 23 日（金） 予定
契約締結	12．契約のとおり

※現地確認を希望する場合は、事前に「３．担当課」に連絡のうえ、調整を行うこと。

現地確認期間：令和 7 年 4 月 1 日（火）～ 4 月 11 日（金）

６．質問及び回答

（１）質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、以下のとおり受け付ける。ただし、評価及び審査に関する質問並びに提案内容に係る具体的な質問は一切受け付けない。

（２）質問及び回答の方法

ア 様式

質問書（様式 7）を使用すること。

イ 提出先

本要領 3 に掲げる担当課

ウ 提出方法

電子メールで提出すること。また、送信後に必ず電話にて到着確認を行うこと。

エ 提出期限

令和 7 年 4 月 7 日（月）午後 5 時 00 分まで。

オ 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、令和7年4月9日（水）までに質問者へ電子メールで回答するとともに、市ホームページに掲載する。なお、回答書に記載した内容は、実施要領等を補完するものと位置付ける。

7. 参加表明書の提出

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。

※本プロポーザルの公募に関する資料や様式等は、市ホームページからダウンロードが可能。

提出書類	様式等	提出部数等
① 参加表明書	様式1	・ 正本1部 ・ 写し1部 ・ 片面印刷 ・ ダブルクリップどめ
② 会社概要	様式2 会社のパンフレット等	
③ 業務実績調書	様式3	
④ 実施体制表	様式4	

(2) 提出方法

ア 提出期間

令和7年4月11日（金）午後5時00分まで

※持参による場合、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時00分から午後5時00分まで。

イ 提出先

本要領3に掲げる担当課

ウ 提出方法

持参又は郵送（宅配便含）ア提出期間内必着のこと。

(3) 提出書類の作成に関する留意事項

① 文字サイズは原則として11ポイント以上とする。

② 各様式は次のとおりとする。

○参加表明書（様式1）

・ 必要事項を記載し、代表者印を押印すること。

○業務実績調書（様式3）

・ 必要事項を記載し、記載した業務実績について、契約書や業務の内容が分かる仕様書の写しなど実績を証明できる書類を添付すること。

○実施体制表（様式4）

・ 管理技術者並びに担当技術者の担当する業務の内容を記入すること。

・ 協力事業者を選定する場合は必要事項を記入すること。

8. 参加資格の審査及び結果通知

提出された参加表明書類を基に、本要領4の参加資格要件を満たしているか審査し、その結果を電子メールにて令和7年4月16日（水）までに通知する。

参加資格を認められなかった者は、以降、本プロポーザルに参加できない。

9. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

次に掲げる書類を各部数提出すること。

提出書類	様式等	提出部数等
① 企画提案書（表紙）	様式 5	・ 正本 1 部 ・ 写し 8 部 ・ ダブルクリップどめ ・ データ提出
② 業務の実施方針	様式自由。 ・ ②と③をA 3 横版片面 1 頁以内 ・ ④をA 3 横版片面 3 頁以内 ・ ページ番号を付す ・ 文字サイズ 1 1 ポイント以上 （図、表、画像の文字を除く） ・ 余白を上下左右に 20mm以上設定	
③ 業務工程表		
④ 企画提案書		
⑤ 参考見積書	様式 6 、 積算内訳	・ 正本 1 部

※②から④には、参加者を特定できる表現は記載しないこと。

（2）提出書類の作成に関する留意事項

- ① 用紙規格は、上記表のとおりとする。
- ② 文字サイズは、原則として11ポイント以上とする。ただし、図や表など表示しきれない部分についてはこの限りでない。
- ③ 文章を補完するために必要な図、写真、表などを盛り込むことも可能とするが、会社名を特定・識別できるような商号、名称、記号、社員名、実績自治体名等は記載しないこと。
- ④ 各様式の作成は次のとおりとする。なお、各様式の記載上の注意事項を十分確認した上で作成すること。

ア 企画提案書（表紙）（様式5）

- ・ 必要事項を記載し、代表者印を押印すること。

イ 業務の実施方針（様式自由）

- ・ 業務を実施するうえでの方針、実施体制、打ち合わせ計画、自社や自社担当チームの独自性・優位性などを記載して作成すること。

ウ 業務等工程表（様式自由）

- ・ 設計業務については全体の工程表を月ごと、業務ごとの工程が分かるように記載して作成すること。
- ・ 改修工事等の内容により、近江八幡市勤労者福祉センターのリニューアルオープン時期が未定であるが、令和9年度中に供用開始を予定したいと考えているため、必要な準備期間や適切な工期などを想定した工程の提示が望ましい。

エ 企画提案書（様式自由）

- ・ 企画提案書のテーマ 近江八幡市勤労者福祉センター改修設計業務委託公募型プロポーザル評価要領のとおりとする。

オ 参考見積書（様式6）

- ・ 参考見積書の金額は、消費税及び地方消費税相当額を含む金額とする。
- ・ 参考見積書は、企画提案書とは別にした封筒に入れ「業務名」「封印」をすること。

（3）企画提案書の内容

評価要領「3. 評価基準等」の内容で提案すること。

（4）提出方法

ア 提出期間

令和7年5月9日（金）午後5時00分まで

※持参による場合、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時00分から午後5時00分まで。

イ 提出先

本要領3に掲げる担当課

ウ 提出方法

持参又は郵送（宅配便含）ア提出期間内必着のこと。

10. プレゼンテーション及びヒアリング

(1) 開催日

令和7年5月21日（水）[予定]

(2) 開催場所

安土町総合支所内（参加業務者へ別途通知する。）

(3) 留意事項

ア 1者あたり40分以内とし、うちプレゼンテーションを20分以内、ヒアリング20分以内とする。

イ 原則、配置予定管理技術者の出席を必須とし、出席人数は4人以内とする。

ウ 出席する者は、会社名を特定できる表現、名札や服装等の着用をしないようにすること。

エ プレゼンテーション及びヒアリングは、提出された企画提出書類のみを用いて行うこととする。

オ プレゼンテーションにおいて、企画提案書類の内容に関する画像を投影して説明をすることができる。
この場合において、企画提案書類の内容を要約したものを投影することは認めるが、企画提案書類に記載のない事項を投影することは認めない。なお、55型4K液晶モニター(HDMI)およびケーブルは本市で用意するが、操作端末は参加資格者が自ら用意すること。

カ プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、企画提案書類の受付順とする。実施時間等について後日通知するものとする。

キ プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で実施する。

ク その他必要な事項は別途通知する。

11. 審査、結果通知

(1) 選定委員会

「近江八幡市勤労者福祉センター改修設計業務委託公募型プロポーザル選定委員会」を設置し、「近江八幡市勤労者福祉センター改修設計業務委託公募型プロポーザル評価要領」に基づき、企画提案等の審査及び評価を行う。

なお、提案者が1者の場合であっても、審査及び評価を行い、価格評価点を除く評価点合計が6割を満たしていると判断した場合は優先交渉権者として特定する。

《評価項目》

評価項目及び配点は次に掲げるとおりとする。

評価項目		主な着眼点	配点
業務実績		業務実績書	10
企画提案等	企画提案	企画提案書	70
	独自提案	企画提案書	10
	プレゼンテーション及びヒアリング	プレゼンテーション	10
価格		参考見積書	30
評価点合計			130

(2) 結果の通知

結果は、ホームページで公表し、優先交渉権者及び次点者に対して令和7年5月23日（金）までに電子メールにより通知するものとする。

なお、審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。

1 2. 契約

審査結果通知後、優先交渉権者と企画提案の内容をもとに業務内容等について協議を行い、協議が整い次第、随意契約により当該業務の契約を締結する。契約が不調のときは、次点者に契約交渉を行う。契約金額は、参考見積書の金額を上限とする。

1 3. 参加資格の喪失等

次のいずれかに該当する場合には、提出された企画提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失う。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 本要領2（4）に示す提案上限額を超えた場合
- (5) その他、本市が不適格と認めた場合

1 4. その他

- (1) 本要領等に定める条件等に同意の上、参加すること。
- (2) 本プロポーザルに要する経費、全て参加者の負担とする。
- (3) 提出書類等の作成に用いる用語、通貨、時間及び単位の表記は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (4) 提出された書類等は、返却しない。
- (5) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル業務以外に使用しない。
- (7) 提出された書類等は、審査及び説明のため、写しを作成し使用することができるものとする。
- (8) 提出された書類等は、提出期限までは自由に改変ができるものとする。ただし、改変しようとする場合には、提出された書類を一旦持ち帰り、改めて改変された書類を提出すること。
- (9) 提案書の中で著作権、著作権など第三者の権利の対象となる図書等からの引用を行う場合、参加者がそのことに対する責任を負う。
- (10) 提案書の中で、特許権、実用新案権、意匠権並びに商標権及び法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することとした場合、原則として参加者がそのことに対する責任を負う。
- (11) 様式4に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合は、同等以上の技術者であると本市が認めた技術者へ変更することができる。
- (12) 辞退する場合は文書により、企画提案書等提出期日までに担当課まで、持参又は送付すること。
- (13) 支払いは、令和7年度業務完了後に行うものとする。



この業務委託は「ふるさと納税寄附金」を活用しています。